

吹田市下水道管路施設の包括的民間委託 事業説明会

アンケート集計結果

令和元年11月

吹田市 下水道部 水循環室

はじめに

この度は、本市の事業説明会にご参加いただき、ありがとうございました。本説明会においては、本市の業務内容を説明したうえで、御意見を頂戴する場を設けさせていただきました。様々な意見がありましたが、いずれの御意見も貴重な意見として拝読しました。

いただいた御意見から、本説明会において、本市の目的や導入背景、業務内容に対し説明が不足していたと判断しました。そこで、アンケートの集計結果及び質問への回答の前に、再度説明するとともに、一部補足させていただきます。

1.導入の背景と本市の課題

(1) 下水道管路施設の老朽化

本市の下水道管理延長と老朽管路の割合を図-1 に示します。現在、下水道管理延長約 835km の内、老朽管路（設置から 50 年以上経過した管路）は約 184km（22%）であり、今後 10 年で約 38% まで増加する見込みとなっています。



図-1 吹田市下水道管理延長と老朽管路の割合

(2) スtockマネジメント実施方針の策定

下水道管路の状態を踏まえて、本市では「吹田市下水道ストックマネジメント (SM) 実施方針」を策定しました。詳細は、下記 HP にて公表しています。

https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-gesuido/gesuikaeiei/_93444.html

SM 実施方針では、管渠の劣化予測を踏まえて、今後の管渠改築事業量についても検討しました。SM 計画の工程表を表-1 に示します。同方針を基に、平成 30 年度から計画的な点検・調査を開始し、令和 4 年度から本格的な改築工事が始まる予定です。現在の劣化予測では、年あたりの事業量・事業費が以下のとおり予測されています。

- ・点 検：72.5km、0.4 億円
- ・調 査：34.6km、0.6 億円
- ・改築工事：10.1km、14 億円

改築工事に着目しますと、令和元年度発注量 2.5km の約 4 倍となる見込みです。

表-1 SM 計画工程表

年度(平成)	29	30	31	32	33	34
長寿命化計画	計画期間(H27～31年度)			高川 (市費)	高川 (市費)	
	高川(国費)	高川(市費)	高川(市費)			
ストックマネジメント計画 (管渠分)	計画期間(H30～34年度)					
	SM計画策定					SM計画見直し
		点検(国費) 39.3 百万円	41.5 百万円	38.4 百万円	44.3 百万円	40.3 百万円
			調査(国費) 55.6 百万円			
				58.6 百万円 短期改善計画 (LCC検討等)	54.2 百万円	62.6 百万円
					実施設計(国費) 200.0 百万円	実施設計 改築工事 1,600.0 百万円 ※
合計		40 百万円	98 百万円	97 百万円	299 百万円	1,703 百万円

※実施設計 2 億円 改築工事 14 億円

(3) 本市の目的と現状の課題

本市下水道事業としての大きな目的は、当然ながら持続可能な下水道事業の実現であり、市民サービスの維持と向上です。そのためには、SM 実施方針を基に計画的な改築を進めることが必要となります。しかし、事業量が多いこと、管路の老朽化が進んでいることから、以下の課題があげられます。

1) 単年度・都度発注による業務期間の制約

現在の単年度・都度発注では、入札手続きの都合上、年度当初は閑散期となり、年度末は繁忙期とならざるを得ず、実質的な業務実施期間は短いのが現状です。増大する事業量が多くなれば、短期間で業務を実施しなければならず、受発注者ともに大きな負担となります。

2) 建設業就業人口の減少

本市統計書等では、「建設業における 15 歳以上の就業人口」は減少傾向であり、今後、改築工事や緊急時に対応する受注者側の体制が確保できるのか、危惧しています。

3) 効率的な点検・調査

点検・調査の事業量が膨大であるため、より効率的な点検・調査手法が必要になります。

4) 緊急時清掃

管路の老朽化が進んでいることから、取付管等における下水のつまりも増加することが予想されます。現在は、市職員が現地確認したうえで、必要に応じて単価契約を結んでいる業者に清掃を依頼しています。しかし、下水のつまりが増えることを見越せば、今後はより迅速かつ効率的な方法が必要となります。

2. 包括的民間委託の概要と導入効果

(1) 包括的民間委託の概要

上記の課題を踏まえて、本市では下水道管路施設の包括的民間委託の導入検討を進めています。以下では、その概要を示します。

まず、図-2 に現在の業務発注イメージ図を示します。「市民要望（下水つまり等）の受付」と「現地確認（つまり原因の官民見極め）」を市職員が実施し、官側がつまりの原因だった場合は、別途単価契約を結んでいる業者に清掃を依頼しています。その他、多様な業務を単年度・都度発注しています。

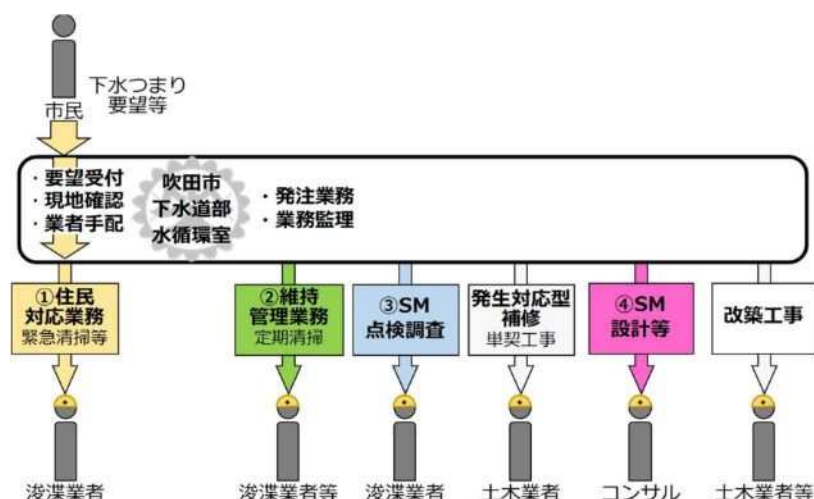


図-2 現在の業務発注イメージ図

次に、包括的民間委託（第1期）を導入した将来の業務発注イメージ図を図-3 に示します。

包括的民間委託では、受託者（共同企業体をイメージしています）に複数年・一括発注します。一括発注の内容としては、①住民対応業務、②維持管理業務、③SM点検調査業務、④SM設計等です（詳細は、事業説明会資料「仕様書（案）【概要版】」を参照）。この内、①住民対応業務については、現在は市職員が実施している、「市民要望の受付」と「現地確認」は受託者が実施することになります。しかし、受託者では判断できない場合等は、市職員が必要に応じて現地立会等を行います。②～④業務についても、必要に応じて市職員と受託者で協議して業務を進めることになります。

包括的民間委託は、PPP事業であるため、「市から民間業者へ丸投げ」ではなく、必要に応じて市職員と受託者が協議します。市が受託者をモニタリングしますが、必要に応じて受託者自身がセルフモニタリングします。

SMに関する改築工事や補修工事は、包括的民間委託（第1期）に含めず、将来（第2期以降）においても含めるか否かは未定です。発生対応型の補修工事（現在、単価契約を結んでいる「公共下水道施設復旧工事」等のことを指します）については、包括的民間委託に含める予定はありません。また、ここには記載していないSMに関連しない設計業務や工事等（雨水整備事業等）もありますが、同様に、包括的民間委託に含める予定はありません。

なお、仕様書（案）【概要版】における「イ 災害対応業務－⑪被災状況把握・⑫二次災害防止等緊急措置」については、主には浸水害により下水道管路施設が被災した状況での業務を想定しています。

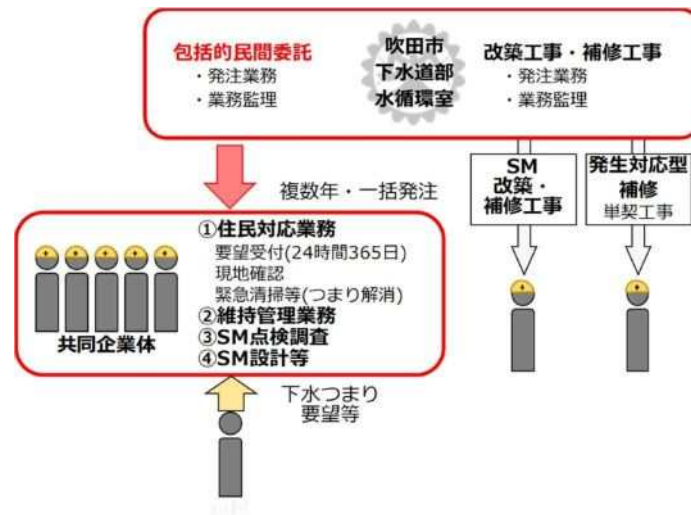


図-3 包括的民間委託を導入した将来の業務発注イメージ図

(2) 包括的民間委託の導入効果

1) 複数年・一括発注による閑散期の解消

複数年・一括発注により、年度当初から業務を実施可能となることが予想されます。これにより、増大する事業量にも対応しやすくなることが期待できます。なお、一部の業務は、国庫補助金を受けることから、単年度内に実施してもらう必要が生じます。すべての業務において、業務実施タイミングが受託者側にあるわけではありません。

2) 複数年間の受注見通し

複数年契約を結ぶことにより、その間の受注見通しが立つことから、受託者側において、人材・資機材等を確保しやすくなります。

3) 多様な企業が組むことによる業務の効率化

包括的民間委託の業務内容に点検～調査～設計と一連の業務内容を含めることで、これまで接点のなかった業者同士がJVを組むことになります。これにより、これまでは生じ得なかった発想で業務が効率化されることを期待しています。また、一括発注による業務規模を活かして、最新の調査手法の導入や高度な技術力がもたらされることにも期待しています。

4) 緊急清掃のワンストップ化による市民サービスの向上

現在、市職員が「市民要望の受付」と「現地確認」を実施し、その後に業者依頼していることから、「要望受付」から「つまり解消」までに時間を要しています。これが、包括的民間委託の導入により、「つまり解消」までの一連の流れがワンストップ化され、時間短縮に繋がることが予想されます。

3. 今後の課題と予定

(1) 今後の課題 将来の工事発注と市内中小企業者の受注機会の確保

吹田市 SM 実施方針によれば、年あたり約 10km の改築工事が必要となり

- ①10km すべてを包括的民間委託に含める
- ②10km の一部分を包括的民間委託に含める
- ③管径や工法（自立管 or 複合管等）で区分して包括的民間委託に含める
- ④包括的民間委託に含めない

等の手法があります。発注にあたっては、市内中小企業者の官公需受注の確保を原則としています。しかし、現時点では工法や数量が定まっておらず、どの手法を選択すれば受注機会が失われないのか把握できていないのが現状であり、今後精査が必要と考えています。

参考までに、本市の調査では、大規模な改築工事を包括的民間委託に含めている自治体は、全国で 1 市であり、当該市内の工事業者が協同組合を設立し、JV として参入することで受注機会を確保していると聞いています。

前述のとおり、工事発注量が 10km/年の場合、令和元年度発注量 2.5km の 4 倍となり、単年度・都度発注では、業務の遂行が非常に困難となり、多様な発注方法の検討が必要と考えています。また、本市統計書等では「建設業における 15 歳以上の就業人口」は減少傾向になり、今後、改築工事や緊急時に対応する受注者側の体制が確保できるか危惧しています。

以上のことから、改築工事を包括的民間委託に含めることは、上記の課題解決に有効な発注方法の一つとして捉えています。

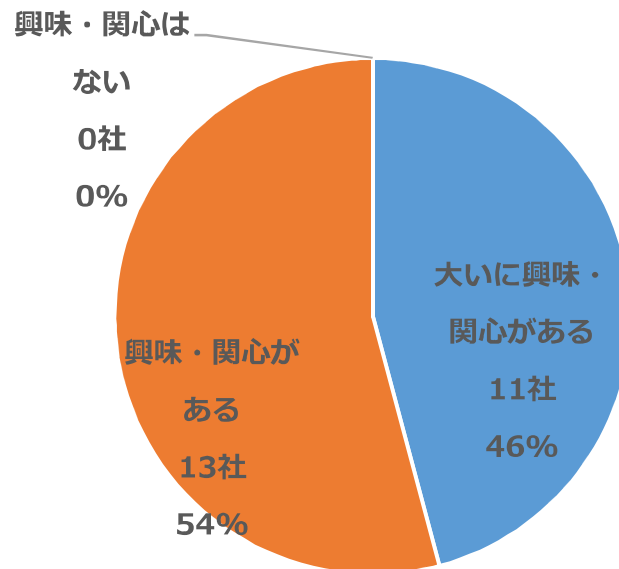
(2) 今後の予定

今後の予定を以下に示します。なお、あくまで現時点での予定であることを御了承ください。

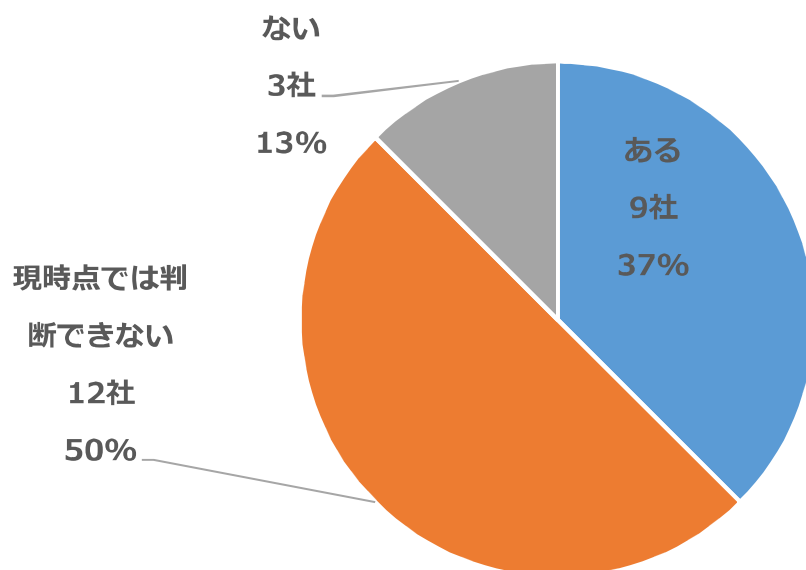
令和 2 年	11 月頃	公募型プロポーザル方式の募集要項掲載、参加受付
	同月	公募型プロポーザルの説明会の開催
令和 3 年	2 月頃	プロポーザル選定委員会の開催、最優秀提案者の決定
	3 月頃	契約締結
	4 月	業務開始

1. 本業務への参入意向等

Q1. 本業務は、吹田市下水道管路施設に関する維持管理業務を包括的に民間事業者へ委託する業務です。本市からの説明・資料を確認した上で、本業務に対し、興味・関心はありますか。

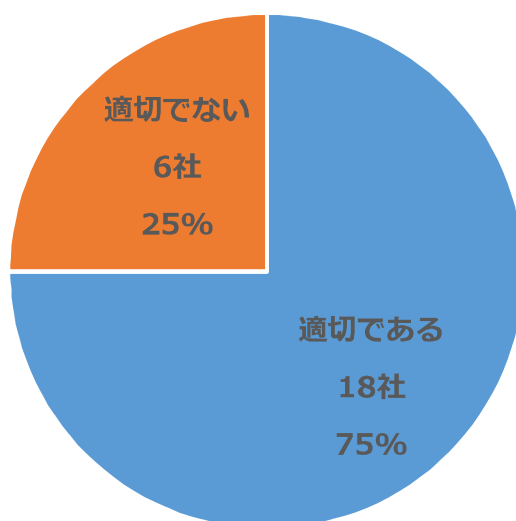


Q2. 現時点で本業務への参入意向はありますか。



2. 本事業の参加資格要件

Q3. 本業務では、同種実績の保有と有資格者の配置を考えています。別紙「仕様書（案）【概要版】」に示す資格要件が適切か、ご回答ください。



Q3.に対する適切でない理由・質問とその回答

Q3-1

同種実績がコンサルティング業務の実績となっているが、包括業務の実績は必要ないか？ また有資格者について実務経験年数の記載は必要ないか？

A3-1

全国の自治体における下水道管路施設の包括的民間委託の導入実績は、29 件（H30.4 時点 国交省資料より）であり、参加資格要件とするにはあまりに実績件数が少ないため、必要としない予定です。

有資格者の実務経験については、今後、検討させていただきます。

Q3-2

包括維持管理となっていますが、コンサル及び設計事務所への発注要件にではないでしょうか？陥没等の対処を含むとありますが建築業の登録は不要と考えて良いのでしょうか？

A3-2

発注条件として、本業務への参加企業の業種を限定することはありません。参加資格要件を満たし、業務内容を実施する企業であれば、問題ありません。また、現時点では公募型プロポーザル方式の実施要領は未作成ではありますが、単一企業に限らず、JV での参加も認める予定です。業務内容からも、多様な企業の参加が必要になると想定しています。ただし、JV 構成員の業務種別を明確にすることは明記する予定です。

Q3-3

参加資格要件で SPC や JV についての記述が無いなかで、実績と有資格者のみでは判断することができない。

A3-3

まず、現時点では公募型プロポーザル方式の実施要領は未作成ではありますが、単一企業に限らず、JV での参加も認める予定です。業務内容からも、多様な企業の参加が必要になると想定しています。

次に、包括的民間委託は PPP であり、PFI ではないため、SPC の設立は求めません。

Q3-4

適応できる業者が少なく、公平性を保てない

A3-4

現時点では公募型プロポーザル方式の実施要領は未作成ではありますが、単一企業に限らず、JV での参加も認める予定です。業務内容からも、多様な企業の参加が必要になると想定しています。本市に事業者登録している企業で JV を組めば、対応できると考えています。

Q3-5

仕様書(案)に加えて、業務内容より ISO55001 が必須だと考えます。

A3-5

御意見を参考にさせていただきます。

Q3-6

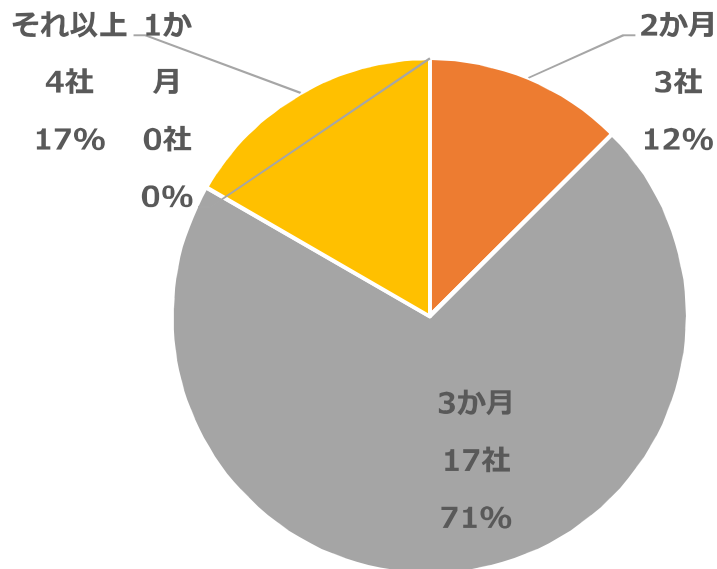
コンサル業務の実績のみを参加要件にしていること

A3-6

御意見を参考にさせていただきます。

3. 事業導入スケジュール

Q4. 「募集要項等の公表」から「事業提案書受付」までに要する期間についてご回答ください。

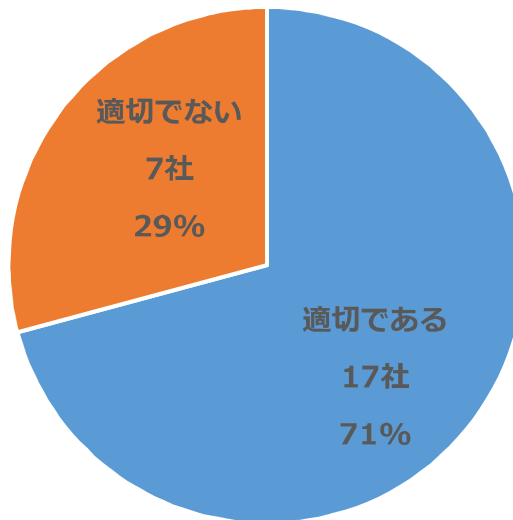


■「それ以上」の場合の期間

- ・ 5か月
- ・ 6か月
- ・ 12か月以上
- ・ 導入しないほうが良い

4. 事業内容

Q5. 別紙「仕様書（案）【概要版】」における業務内容（項目）についてご回答ください。



Q5.に対する適切でない理由・質問とその回答

Q5-1

資料等の不足で判断基準が乏しいので判断しかねます。包括管理民間委託 事業とあるので吹田市のSMの内容を詳しく公表をお願いします。

A5-1

吹田市ストックマネジメント実施方針（要約版）を下記HPにて公表しています。

<https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-gesuido/gesuikeiei/93444.html>

Q5-2

全国での先行事例（河内長野市など）を調査・検討したうえで業務内容を決定したという説明がほしい。

A5-2

全国での先行事例（河内長野市、大阪狭山市、堺市、大津市、奈良市、豊田市、柏市 等）も調査したうえで業務内容を検討しています。また、業務内容については、本アンケート結果等も踏まえて総合的に決定します。

Q5-3

他市において業務が破綻しているところがある

A5-3

御意見を参考にさせていただきます。

Q5-4

（希望）点検データをSM計画に反映する等の業務項目（提案）を設けていただくことは可能でしょうか？（実際の見直しはデータがそろった時点で別途発注の業務でもかまいません） 今回の業務の管路調査の目的が現状把握にとどまらず将来予測に反映する等の有効活用も踏まえたものとする 것을考慮した調査手法や基準を決定していくことが今回の業務として効果的と考えます。

A5-4

現時点では、本市のSM実施方針の見直しを本業務に含める予定はありません。将来予測等への有効活用を踏まえた調査手法等については、プロポーザルの業務提案項目の一案として検討させていただきます。

Q5-5

金額のウエイトが大きい改築工事は含まれないのでしょうか。

A5-5

仕様書（案）【概要版】のとおり、第1期委託に工事を含める予定はありません。また、将来（第2期以降）の委託については、アンケートQ8に記載のとおり、改築工事を含めるかどうかは現時点では全くの未定です。

Q5-6

災害対応業務は緊急時の人材配置を考慮して別途が望ましいと思います

A5-6

御意見を参考にさせていただきます。

Q5-7

災害対応業務について、市と事業者の作業区分が明確でない

A5-7

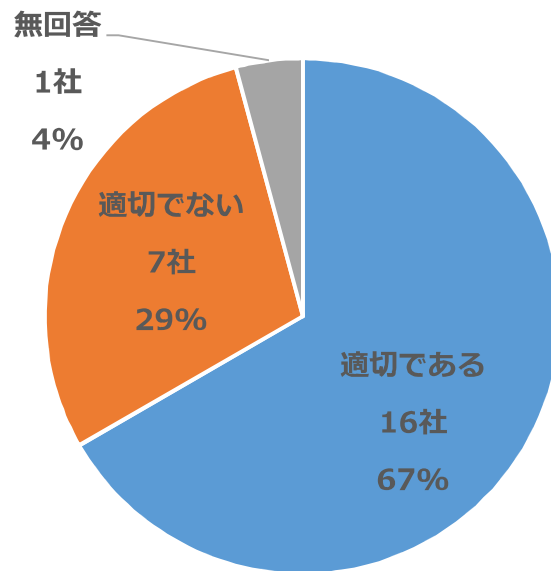
「作業区分」を『「市が指示して実施する業務」と「市の指示を待たずに受託者が実施する業務」の区分』と理解して回答します。

まず、⑩事前水防活動は、点検箇所や土のう配布等の業務内容が明確であるため、「市の指示を待たずに受託者が実施する業務」であり、作業区分は明確です。

次に、⑪被災状況把握及び⑫二次災害防止等緊急措置は、原則として本市指示の下の作業を予定しています。したがって、「市が指示して実施する業務」に該当します。業務内容として、明確な作業区分を設定することが難しく、実際に災害が発生した際に柔軟に実施する必要がある業務内容です。一方で、PPP 事業であることから、災害発生後において少しでも被害を縮小するべく、受託者の積極的な関与を期待します。

本市と受託者のリスク分担は、詳細に検討を進めます。

Q6. 別紙「仕様書（案）【概要版】」における業務実施数量についてご回答ください。



Q6.に対する適切でない理由・質問とその回答

Q6-1

資料等の不足で判断基準が乏しいので判断しかねます。包括管理民間委託 事業とあるので吹田市のSMの内容を詳しく公表をお願いします。

A6-1

吹田市ストックマネジメント実施方針（要約版）を下記 HP にて公表しています。

<https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-gesuido/gesuikeiei/93444.html>

Q6-2

判断する知識を持ち合わせていない。

A6-2

御意見を参考にさせていただきます。

Q6-3

数量のみでは判断できないため。自由意見欄参照

A6-3

回答を省略します。

Q6-4

合流管と雨水管のTVカメラ調査は、土砂堆積が想定されるために、別途清掃業務が必要と考えます。この場合、2年で108kmを清掃・調査しようとする、複数班の清掃・調査体制を構築できる会社でないと実施難しいと思われます。

A6-4

まず、108kmの調査に対し、すべての管路で清掃をする予定はありません。本市の実績としてH30年度では、SMによる点検2,386基において、清掃量は約1.5kmでした。したがって、9,100基の点検では5.5km程度になると想定されます。

SM点検時に清掃業務が必要になった場合は、『(3) その他業務 ア日常的維持管理業務 ⑨下水道管路施設の閉塞調査及び解消業務』にて対応できるようにする予定です。要求水準書及び積算には、業務内容をより詳述します。

Q6-5

仕様発注とされているが、数量が明確でない項目がある

A6-5

仕様書（案）【概要版】に示す数量は、あくまで現時点の予定です。発注時にはそれまでの過年度調査により、数量がより明確になっている項目もあるかと思います。また、仕様発注であるため、契約後に数量が変更となることもあると思われます。その場合の契約変更については、今後詳細に検討する予定です。

Q6-6

災害時対応業務において協力日数等の目安があれば

A6-6

災害時対応業務の協力日数については、災害の内容・規模によるため、一概に日数の提示は困難ですが

⑩について、例えば台風による大雨が予測される場合、土のう配布・回収の要望については、報道開始から台風最接近時までとなります。経験則で言うと、土のう配布が最接近の2~3日前からあり、台風通過後に土のう回収の要望があります。

また、年間を通じて梅雨前から配布要望は増加し、11月以降回収要望が増加します。

⑪・⑫については、できる限り早急に実施するため、本市指示のもと市内一円の下水道施設・水路施設等の総点検を実施し、状況に応じて施設の機能復旧に協力していただきます。昨年の台風21号の際も、倒木、停電による交通渋滞等により延べ7~10日かかるケースもございました。また水路内の飛来物・倒壊物の除去等・下水道敷の樹木の倒木の処理等にも相当の時間を要した経験もございます。

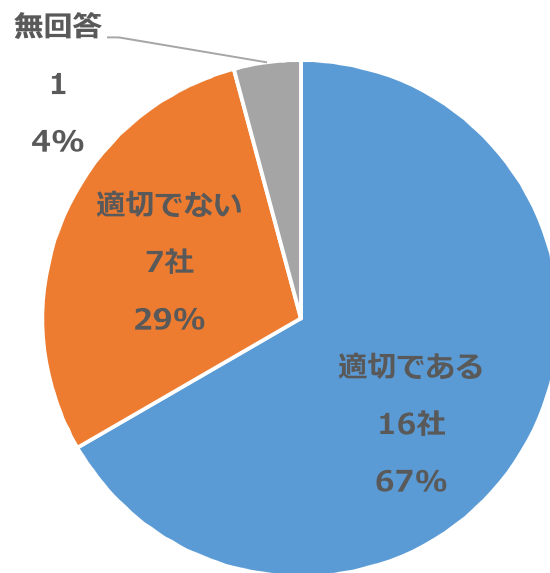
Q6-7

数量が多いと感じます。堺市のように複数に分割する手法もご検討いただきたいと思います

A6-7

御意見を参考にさせていただきます。

Q7. 別紙「仕様書（案）【概要版】」における履行期間についてご回答ください。



Q7.に対する適切でない理由・質問とその回答

Q7-1

資料等の不足で判断基準が乏しいので判断しかねます。包括管理民間委託 事業とあるので吹田市の S Mの内容を詳しく公表をお願いします。

A7-1

吹田市ストックマネジメント実施方針（要約版）を下記 HP にて公表しています。

<https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-gesuido/gesuikeiei/93444.html>

Q7-2

先行事例の河内長野市では、第 1 期は 2 年であったようであるが、貴市では 3 年というのはどのような理由からなのか。

A7-2

「下水道管路管理の包括的民間委託推進マニュアル（H31.1、日本下水道新技術機構）」においては、「一定期間（概ね 3 年から 5 年程度）の事業期間を設けることが望ましい。」とあります。

また、「下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入事例集（H29.3、国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部）」において、先行自治体の契約期間が示されておりますが、多くの事業で契約期間を 3 年としています。

以上より、本市においても、契約期間は 3 年が適当であると考えています。

Q7-3

初回（第 1 期目）の包括的民間委託は官民ともに試行的に実施していくことになるため、ご提示いただきました 3 年間の妥当と考えます。ただし、第 2 期目以降につきましては 5 年間以上としていただいた方が民間側としては効率化やノウハウが発揮しやすくなると考えます

A7-3

御意見を参考にさせていただきます。

Q7-4

第一期目は 3 年が妥当であるが第二期目以降は実績などを試みて期間 3 年より 5 年間くらいのほうが望ましいと思われる。

A7-4

御意見を参考にさせていただきます。

Q7-5

第 1 期（貴市提案期間 3 年）は良いと思われますが第 2 期以降は第 1 期での実績・実施を鑑みて 5 年間での設定が良いと思います。

A7-5

御意見を参考にさせていただきます。

Q7-6

包括業務の期間は一般的には 5 年程度と思われます。

A7-6

御意見を参考にさせていただきます。

Q7-7

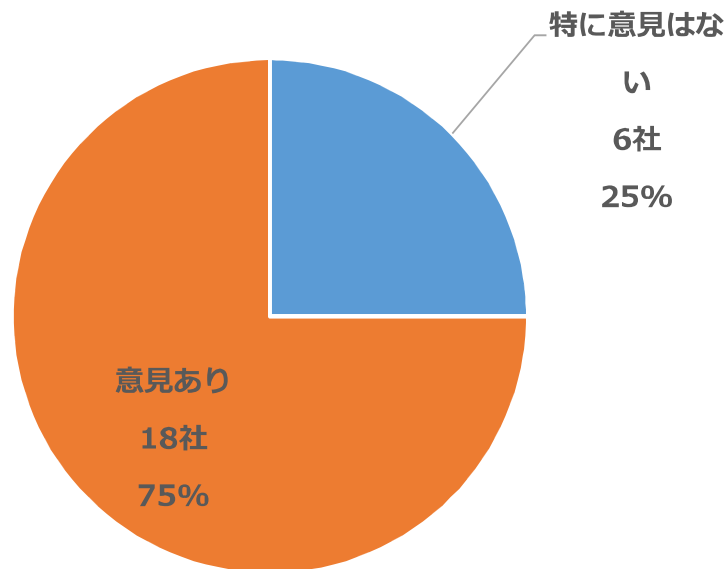
第 1 期目の包括委託については行政、委託業者共に手探り状態でのスタートになると思われます。そのため 3 年で良いと思いますが、2 期目以降については 1 期目で得たノウハウを生かして効率化が図れると思います。包括業務の利点を最大に生かすためにも、他の行政と同様に 2 期目以降は 5 年とるのが良いと思います。

A7-7

御意見を参考にさせていただきます。

5. その他

Q8. 現時点では、将来（第2期以降）の包括的民間委託において、改築工事（更生工事、布設替え工事、修繕工事）を含めるかどうかは全くの未定ですが、もし含めた場合の意見（展望、課題、懸念事項等）についてご回答ください。



Q8.に対する適切でない理由・質問とその回答

Q8-1

単一企業(共同企業体を含む)に なると思いますが、独占的になりなり得ると思いますが、また 現存の緊急体制が維持出来なくなり将来的に市内業者の空洞化を招き大規模災害等が発生した場合 即応性や多面的な対応が保てない事にはならないでしょうか

A8-1

「独占的になり得る」、「緊急体制を維持できなくなる」とありますが、「市内業者の受注機会が失われる」ことを危惧されていると理解して回答します。

回答については、「はじめに」の「3.今後の課題と予定（1）今後の課題」に詳述していますので、そちらを御覧ください。

Q8-2

改築工事等を含めた発注になれば 発注機関して 平等性・競争性・地元業者育成の阻害となり得るのではないのでしょうか？

※参加不可能(参加できない)な業者に付いては、工事受注機会が失われ存続問題となり得る可能性を含むと思います。その結果として、災害時及び緊急時等の於いての地元業者としての認識した活動(利便性・採算を度外視など)も 不可能な状態になり強いては、市民に対しての齟齬に繋がるの可能性を危惧します。

A8-2

ご質問内容につきましては、「受注機会の損失」を危惧されている内容と理解しました。回答については、「はじめに」の「3.今後の課題と予定（1）今後の課題」に詳述していますので、そちらを御覧ください。

Q8-3

もし、改築工事を含めた場合に、地元建設業者への発注についての考え方を示してほしい。例えば、河内長野市では、修繕、改築工事は第2期以降に含めるが、市内業者の保護育成の観点から土木工事を除くとある。

A8-3

ご質問内容につきましては、「受注機会の損失」を危惧されている内容と理解しました。回答については、「はじめに」の「3.今後の課題と予定（1）今後の課題」に詳述していますので、そちらを御覧ください。

Q8-4

第2期以降に改築工事を含める考えがあるのであれば、第1期の募集要項等の公表時に明確にしてもらいたい。プロポーザル方式であれば、第1期から参画しておかなければ、第2期から参画することは困難だと考えられるからである。

A8-4

まず、「アンケート Q8 本文」及びにも記載のとおり、現時点で将来（第2期以降）の委託において改築工事（更生工事、布設替え工事、修繕工事）を含めるかどうかは全くの未定です。したがって、第1期の募集要項等公表時に明確にすることはできません。第2期以降の委託検討時に決定します。

次に、第2期以降の参画についてですが、第2期以降においても、公募型プロポーザル方式を採用する予定です。したがって、第1期委託時の受託者以外の事業者が、第2期以降に参加することは可能です。

Q8-5

地元業者育成の観点からも反対である。また、適正価格での施工ができなくなり JV を組めない業者は仕事を失う恐れがある。

A8-5

御意見を参考にさせていただきます。差 「受注機会の損失」を危惧されている質問の場合は、「はじめに」の「3.今後の課題と予定（1）今後の課題」に詳述していますので、そちらを御覧ください。

Q8-6

改築工事は含めない方が良くと考えます。理由としましては、民間事業者が一連で“点検～調査～修繕・改築計画～設計調査～設計～改築工事”を実施しますと、利益相反（マッチポンプ）となる懸念が生じます。改築工事を実施する企業（または JV）が自ら点検調査を実施し改築工事の箇所まで決定するスキームは避けたほうがよいと考えます。従いまして、第2期以降も業務範囲は第1期のままとした方が良くと考えます。

仮に改築工事の事業量が増大し、直営職員の方のみで工事発注や工事管理（監理）が困難になってきた場合は、改築工事のみを包括(複数年契約)することも考えられると思います。

A8-6

まず、利益相反（マッチポンプ）についてですが、本件については本市も危惧している点です。特に、SM 関連業務の一部については、国庫補助金対象となる予定であることから、会計検査を受検する可能性もあります。その対策として、点検調査と実施設計の分離を考慮しています。説明会当日に配布した「吹田市ストックマネジメント実施計画及び包括的民間委託導入時の実施工程（案）」を参照願います。第1期委託（R3～5）の実実施設計等（修繕・改築計画、諸調査、実施設計）の対象路線は、R 元・2 の点検調査結果を基にしています。また、第2期委託（R6～8）の実実施設計等の対象路線は、第1期委託の点検調査結果を基にしています。

将来（第2期以降）に改築工事を含めるか否かは全くの未定ですが、仮に改築工事を含める場合も、「点検調査」と「実施設計等+改築工事」は分離することで利益相反にはならないと考えています。改築工事を含める先行都市の動向も参考にしながら、検討を進める予定です。

また、いずれのスキームにおいても、包括的民間委託の受託者のみで意思決定するのではなく、適宜、市職員による監査や協議により業務を進めることになります。

次に、改築工事のみの包括委託（複数年契約）についてですが、上述のとおり、本市では多様な発注方法を模索しています。

Q8-7

将来的に改築工事も含むことにより売上げ・利益の追求を考え、点検～改築までの報告・考察・設計を疑念することも考えられる為、包括業務の実施・実績が整うまでは控えた方がよいと思われる。

A8-7

御意見を参考にさせていただきます。回答については、A8-6 と同様ですので、そちらを御覧ください。

Q8-8

調査→設計→工事と全てを 1 業者で対応する事により、もしかしたら工事案件を実施する事を踏まえて調査結果及び設計を考えてしまう事も考えられるので第 2 期以降も第 1 期同様、施設の維持管理のみの包括委託の方が良いと思います。

A8-8

御意見を参考にさせていただきます。回答については、A8-6 と同様ですので、そちらを御覧ください。

Q8-9

包括的民間委託のスケールメリットを活かして、改築工事を含めることが吹田市下水道事業の運用に優位になると考えます。特に市職員様の負担軽減（作業量の削減）に繋がるものと考えます。課題・懸念事項は、地元施工会社に理解が得られる仕組みを発注者主導で実施しなければなりません。JV 企業として市内業者と何等かの形で協業することが想定されますが、市内業者数が多い場合、全業者に配分することが困難であるためです。

A8-9

御意見を参考にさせていただきます。

Q8-10

改築工事は別の監理手法が必要となりますので別途発注が望ましいと思います。

A8-10

御意見を参考にさせていただきます。

Q8-11

民間事業者が一連で実施するとなると透明性に欠けるので、改築工事は含めない方がよいのではないかと考えます。

A8-11

御意見を参考にさせていただきます。「一連で実施することによる透明性」とは、「包括的民間委託の受託者が調査から工事まで実施することによる利益相反」を指していると判断しました。回答は A8-6 と同様ですので、そちらを御覧ください。

Q8-12

コンサル、調査会社、施工会社の３者が必要となり、事業参入のハードルが上がると考えますが、工事实施ではなく工事発注支援業務を含める程度であれば、コンサル・調査会社の２者で対応可能と考えます。

A8-12

御意見を参考にさせていただきます。

Q8-13

小規模修繕等であれば、現時点の実績から想定される数量を決定し、最終的には、清算するべきと考えます。通常の改築工事（更生工事、布設替え工事、修繕工事）については、仕様発注では困難です。性能発注に切り替える際に改築工事を含むか否か考慮すべきですが、事業者側のリスクが高いため、入札金額としては、割高になる恐れがあります。

A8-13

御意見を参考にさせていただきます。

Q8-14

リスク分担（責任境界線）の設定をどうするか。

A8-14

本市と受託者のリスク分担は、今後、詳細に検討を進めます。「下水道管路管理の包括的民間委託推進マニュアル（H31.1、日本下水道新技術機構）」にリスク分担例が記載されていますので、参考にする予定です。

Q8-15

補助金を使用する時は会検対応が懸念されます。

A8-15

上述のとおり、SM 関連業務の一部については、国庫補助金対象となる予定であることから、会計検査を受検する可能性もあります。

Q8-16

改築工事が含まれる形態であれば参入意欲は高まります。

A8-16

御意見を参考にさせていただきます。

Q8-17

吹田市の業者に限定を希望します。

A8-17

御意見を参考にさせていただきます。

Q8-18

事業者の選定方法に課題があると考えます。価格を重視する場合は、工事費のウエイトが大きくなるため調査会社・維持管理会社・コンサル等の提案が評価されにくくなることが懸念されます。一方、価格を考慮しないプロポーザル方式とする場合は、従来の発注方法と比べてコスト縮減効果が生じにくいと考えられます。

A8-18

本業務では、公募型プロポーザル方式を採用予定です。本市が従来発注していた業務規模や期間等とは異なるため、単純な比較はできません。しかし、複数年一括発注するため、スケールメリットが働くことからコスト縮減効果は生じると考えています。

ただし、公募型プロポーザル方式を採用することからわかるように、本市としては、価格重視の競争入札を採用していません。これは、本業務の特性（日常的維持管理業務を含み「吹田市の代行者」として市民に接する機会があること、SM 計画に基づく様々な業務を含んでいること等）から、受託者には技術提案を含めた創意工夫や高度な知識、豊富な実績が必要となるためです。

Q8-19

改築工事等（布設替え工事も含む）は含めないほうが良いと思います。基本的に委託業務（清掃・調査）と工事は性質が異なると考えています。また、委託業者が、管渠等の下水道施設の調査から設計、工事まですべてを担った場合に偏った結果が出る可能性もあると思います。例えば工事ありきの調査をする業者があるかもしれません。そのため委託業務と改築・修繕等の工事は切り離した方が良いと思います。

A8-19

御意見を参考にさせていただきます。回答については、A8-6 と同様ですので、そちらを御覧ください。

6. 自由意見とその回答

Q9-1

業務内容 ア 一元統括管理業務の中に、「将来の性能発注に向けた維持管理手法及び事業スキーム（案）を業務期間内に提案する」とあるが、現段階での吹田市さんの性能発注に対する考え等があればお聞かせください。

A9-1

現時点では、性能発注に対する方針等はありません。

一方で、将来（第2期以降）において、より業務を効率化し、より良い住民サービスの提供、持続可能な下水道事業の継続が必要であると考えています。性能発注は、その一手法として有効であると考えています。具体的な性能レベル、性能発注化する内容や範囲は、現時点では全くの未定です。

ただし、本市においては下水道長寿命化計画に基づき、改築を進めたエリアがあります。この範囲は何らかの性能発注化が可能ではないかと考えています。

Q9-2

業務内容 ウ 維持管理情報関連業務 ⑦人孔点検調査データ入力 7,500 箇所とあるが、本業務内で管渠点検と同時に人孔点検調査を行う予定なののでしょうか？また 7,500 箇所という数字はどこから来ているのでしょうか？

A9-2

管渠の点検に併せて簡易な人孔内部・人孔蓋の点検も実施していただきます。

人孔点検調査データ入力とは、下水道台帳システムに点検実施年月日・結果等の履歴を登録する作業になります。したがって、ア 計画的維持管理業務における管渠点検の数量と同様になる予定ですが、本資料作成にあたり、管渠の点検数量は SM 計画数量、データ入力数量は過去実績を基にしているため、数量の乖離が生じたものになっています。

なお、本説明会の資料の数量についてはあくまで現時点での予定数量のため、今後数量に変動があることをご了承くださいますようよろしく御願い申し上げます。

Q9-3

業務内容 ア 日常的維持管理業務の中に、参考数量（H30 年度実績）平日 680 件/年・・・とあるが、この数字は電話対応を行った数量なのか、電話対応から現地確認を行った数量なのか、お聞かせください。また、この数量を吹田市職員が現在何名体制で対応しているのか、お聞かせください。

A9-3

まず、参考数量は平日昼間の件数として、680 件/年の実績があります。これは、電話対応を行った数量です。

次に、これらの電話対応に対して、業務量に換算すると、約 1 人年です。この数量は、水循環室（維持担当 9 人・管理担当 13 人）の内、実質的に何人分の仕事量（人工）であるかを示した数字です。電話対応及び現地確認に専属的な職員がいるわけではありません。

Q9-4

現状の参加資格要件では地元業者の参入する機会は著しく阻害されると思われますが、参加要項の変更等は今後あり得るのでしょうか？

A9-4

まず、前述していますが、単一企業に限らず、JV での参加も認める予定です。業務内容からも、多様な企業の参加が必要になると想定しています。本市に事業者登録している企業で JV を組めば、対応できると考えています。

次に、本業務の業務内容は、市内業者が参入しなければ、要求水準及び十分なレベルの市民サービスを提供することは、困難であると想定しています。例えば、仕様書（案）【概要版】より、『(3) その他業務 ア日常的維持管理業務 ⑧住民・事故対応業務』においては、「現場確認が必要な場合、受付から 1 時間以内に現地に到着すること」を求めています。

以上より、市内業者が参入する機会を阻害しているとは考えていません。したがって、参加資格要件の変更は考えていません。

また、現時点では公募型プロポーザル方式の実施要領は未作成ではありますが、公募型プロポーザル方式であることから、技術提案を受け付けることになります。その際、市内業者であることの利点を示していただければ、加対象となると思われます。

Q9-5

内容の多さ・重要性からアンケート期間が短すぎます。

A9-5

御意見を参考にさせていただきます。

Q9-6

第 2 回等の説明会等をホームページの告知だけでなく、広く市内関連業者に告知し開催されることを望みます。

A9-6

御意見を参考にさせていただきます。

今回の説明会の告知は、吹田市 HP の「事業者向け」ページの「新着情報」と「水循環室」ページの「新着情報」に記載しました。具体的な契約・入札ではないため、「契約・入札情報」に記載することはできません。

公募型プロポーザル方式の募集要項を掲載した際には、説明会を開催する予定です。その際は、吹田市 HP の「プロポーザル案件情報」に記載します。

本市事業に関心を寄せていただいている事業者様に広く告知する方法を模索するよう努力しますが、今後も HP を活用することに御容赦ください。

Q9-7

市民の立場から 下水道事業は 受益者であり また 使用料の負担者であります但し関連業者のみの意見を求めるだけで 良いのでしょうか？ パブリックインボルブメント等を行いメリット・デメリット等を行い広く一般の意見を求める機会を設けないのでしょうか？

A9-7

まず、パブリックインボルブメント（以下、PI）についてですが、本市においては PI を実施する基準等はありません。また、下水道事業においても、PI のガイドライン等は策定されておらず、対象事業が明確になっていないのが現状です。

一方で、国土交通省から、「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン（H21.3）」が発刊されています。同ガイドラインにおいては「国民生活、社会経済又は環境への影響が大きいものに関係する計画で構想段階にあるものに適用することを基本とし…」とあります。過去、我が国において実施された PI は、東京外かく環状道路や福岡空港等、非常に大規模な公共事業に適用されてきました。上記ガイドラインや過去適用された事業を踏まえますと、本業務に導入による影響が PI を適用するほど市民生活に大きな影響があるとは考えていません。

また、本市においては、市民意見を募集するパブリックコメントについて、「吹田市民の意見の提出に関する条例（H21.3）」を制定しています。同条例第 1 条において、「市が重要な政策等を定めるに当たり～略～市民の意見の提出を求める～以下略」と記載されています。ここで、重要な政策等について同条例第 2 条に定められていますが、「条例、計画、規則、告示、審査基準等」が対象となります。本業務の導入は、これらに該当しません。

以上より、パブリックインボルブメント及びパブリックコメントを実施する予定はありません。

Q9-8

地元の吹田建設業協会と貴市の間で平成 19 年 3 月 22 日付で締結した「災害時における緊急対応業に関する協定」があることから、本事業のうちの災害対応業務との範囲、区別について、事前に吹田建設業協会と意見交換・打合せなどを御願ひしたい。

A9-8

協定内容、本業務内容を精査し、必要に応じて協会と協議させていただきます。

Q9-9

地元業者として他からの参入は決して喜ばしいものではない。現状維持で御願ひしたい。

A9-9

御意見を参考にさせていただきます。

Q9-10

下水道管路施設は面的に広がっている施設であるため“地域精通度”が非常に重要と考えます（業務全般に言えますが特に日々の維持管理）。

従いまして、地元企業が深く関与できるスキームとする必要があると思います。参加資格要件や評価基準等について配慮する必要があると考えます。

A9-10

御意見を参考にさせていただきます。

Q9-11

包括業務一括に関して吹田市民が一番安心して暮らせる方法はやはり日々の維持管理や市内熟知、緊急時などの情報・到着・処置に至るまでの一連の流れは長年において実績を培ってきた地元企業にしか対処できないと思います。

A9-11

御意見を参考にさせていただきます。

Q9-12

地域に密着し日々貴市下水道施設の維持管理に携わっている地元業者こそ当該案件の実施には必要であると思っております。日々の各地域からの詰まり等の苦情・要望の現場対応などを長きにわたり実施してきた地元業者の培ってきた実績及び現場状況等の情報が必要であると思います。

A9-12

御意見を参考にさせていただきます。

Q9-13

初年度は、修繕、改築工事を含まない改築計画策定までであり意見は無いが、翌年度以降は修繕、改築工事まで含むという説明が行われたと思う。参入意向として、設計コンサルとの業務委託契約と工事施工者との請負契約を分離した乙型 J Vであれば設計コンサルとして長期拘束が緩和され良いと思うが、甲型 J Vでは難しいと考える。

A9-13

ご質問内容の「初年度」を「第 1 期委託 (R3~5)」として、「翌年度」を「将来 (第 2 期委託以降)」と理解して回答します。

まず、前述していますが、仕様書 (案)【概要版】のとおり、第 1 期委託に工事を含める予定はありません。また、将来 (第 2 期以降) の委託については、アンケート Q8.に記載のとおり、改築工事を含めるかどうかは現時点では全くの未定です。

次に、乙型 JV と甲型 JV についてですが、上記のとおり、工事を含むか否か全くの未定である現時点では、JV の形態までは検討していません。

Q9-14

「仕様書(案)6(2)ウ⑥維持管理情報の管理」の“本市が別途行う維持管理業務等の情報を~”について、具体的な項目・数量を提示いただきたい。

A9-14

ここで述べている「維持管理業務等」とは、本市が別途行う以下の業務を想定しています。

- ・改築工事 (更生工事、布設替え工事、修繕工事)
- ・公共下水道工事 (新規の污水管、雨水管整備)

以上の工事において、実施した工事情報を下水道台帳システムに反映します。

具体的な数量については、現時点では未定です。発注までに精査する予定です。

Q9-15

「仕様書(案)6(2)ウ⑦人孔点検調査データ入力」の人孔点検調査についても「6(2)ア①定期調査業務」の表に追加していただきたい。

A9-15

「6(2)ア①定期調査業務」の「管渠点検業務」が「人孔点検調査」に該当します。用語が統一されておらず、申し訳ありません。

Q9-16

「仕様書(案)6(2)ウ⑦人孔点検調査データ入力」の“人孔調査の履歴情報も併せて登録する”が既往の調査結果の登録作業を指す場合、既往調査結果の状態（紙媒体 or 電子データ）・数量を提示いただきたい。

A9-16

人孔点検調査データ入力とは、下水道台帳システムに点検実施年月日・結果等の履歴を登録する作業になります。既往の調査結果については随時システム内に登録を行っていることから、本業務において実施していただく必要はありません。

Q9-17

R3~5 の対象である第 1~5 期 SM の対象区域を提示していただきたい。

A9-17

重要施設・一般施設の点検年次色分け図面がございます。提示を希望する場合は、本市にお問い合わせください。

なお、現在、重要施設の箇所について、見直しを図っていることから、多少の変動があることをご了承いただきますよう、よろしく御願い申し上げます。

Q9-18

現在の実施工程(案)では、例えば R8 設計、R9 工事の場合に、設計ミス、変更が生じた場合や独自技術を組み入れた設計が行われた場合、設計を行った包括側に対応を求めることが難しいため、①工事も包括に含める、又は、②第三者モニタリング業務（工事監理、設計変更対応、次期 SM 計画見直し等）で対応が有効と考えられます。

A9-18

まず、設計ミスが生じた場合、その程度や内容にもよりますが、委託業者に瑕疵責任を負っていただきます。これは、包括的民間委託に関わらず、本市が発注する委託業務や工事も同様です。

具体的な瑕疵担保期間についてはまだ定めていませんが、現在の実施工程（案）では、R8 設計は R9 工事であるため、標準的な瑕疵担保期間内です。将来（第 2 期以降）に契約期間がより長期になるようなことがあれば、瑕疵担保期間について改めて検討します。

次に、「変更が生じた場合」と「独自技術を組み入れた設計が行われた場合」がどういった状況なのかわからないため、回答できません。また、第三者モニタリングについては、本市としても必要性を感じています。今後、第三者モニタリングの導入の是非を含めて、検討を進める予定です。

Q9-19

交付金対応や会検対応を考慮すると、包括での設計・工事は単独管渠を対象とし、補助対象管は従来発注方式とすることが有効と考えられます。

A9-19

御意見を参考にさせていただきます。

Q9-20

将来（第2期以降）の包括的民間委託において、予定される可能性がある改築工事（更生工事、布設替工事、修繕工事）の対象口径および延長をご教示願いませんでしょうか。将来的な発注形態も見据えたJV構成が必要となるため、事前に開示して頂ければ幸いです。宜しくお願い致します。

A9-20

現時点では、点検・調査を未実施であるため、対象口径及び延長が全く確定しておらず、御質問にお答えすることはできません。

Q9-21

当業務への対応として、企業としては専属の人員を確保・配置する必要がありますが、3年スパンで受注できるか否かが繰り返されることとなった場合の対応について思案しております。いずれにしましても準備期間が必要と考えますので、業務開始日からできるだけ早い時期の発注を御願いしたいと思えます。

A9-21

御意見を参考にさせていただきます。今後の予定については「はじめに」の「3.今後の課題と予定（2）今後の予定」に詳述していますので、そちらを御覧ください。

Q9-22

共同企業体での参画は可能でしょうか。

A9-22

可能とする予定です。

Q9-23

TV カメラ調査の実施延長が多大なため、スクリーニング技術による数量低減の提案を行うことができるのでしょうか。

A9-23

ご指摘のとおり、「管渠点検業務」及び「管渠調査業務」の数量が多いことは、本市としても懸念しています。

現時点では公募型プロポーザル方式の実施要領は未作成ではありますが、公募型プロポーザル方式であることから、技術提案を受け付けることになります。その際、スクリーニング技術等の創意工夫をご提案いただければと思います。

Q9-24

当社が本事業に参入したいと考えた場合、過去の清掃・維持管理業務の受託業者の実績情報を提供いただくことは可能でしょうか。

A9-24

受託業者の実績については、下水道部下水道経営室にて「入札等執行結果兼通知書」の閲覧可能ですので、そちらで対応可能と思います。

Q9-25

参加要件が、コンサル向きのようですが、コンサルで維持管理、住民対応、小規模修繕等に対応困難です。維持管理や施工の実績を求め、JVとしての参加資格を求めるほうが現実的かつ、スムーズな事業運営となると考えられます。

A9-25

JVでの参加を認める予定です。JVの参加要件については、今後、詳細を検討します。

Q9-26

本業務の履行に当たっては、共同企業体を組む必要がありますが、企業の制限はありますか？

A9-26

現時点では公募型プロポーザル方式の実施要領は未作成ではありますが、本市の他業務や他市の業務と比較し、大きく乖離することはないと考えています。

Q9-27

第1期の評価と第2期の発注支援についても検討が必要と考えます。

A9-27

第1期の評価やモニタリングについては、本市も詳細に検討を進める必要があると考えています。第2期の発注支援については、全くの未定です。

Q9-28

仕様書に市と受注者のリスク分担（責任境界線）を明確に記載が必要と思います。

A9-28

本市と受託者のリスク分担は、今後、詳細に検討を進めます。「下水道管路管理の包括的民間委託推進マニュアル（H31.1、日本下水道新技術機構）」にリスク分担例が記載されていますので、参考にする予定です。

Q9-29

参加資格要件の同種実績として、「計画の策定業務」と「管渠実施設計業務」が挙げられていますが、この実績が無い企業の参加は認めないということでしょうか。

A9-29

JVでの参加を認める予定であるため、JV内の1社が参加資格要件を満たしていれば、参加できます。すべての企業が条件を満たしている必要はありません。

Q9-30

参加資格要件には有資格者の技術要件の記載がありますが、常駐や専任等についてはどのようにお考えでしょうか。

A9-30

現時点では、具体的には検討していません。今後、詳細に検討を進めます。

Q9-31

現状、改築工事は年間、どの程度の規模を実施しているのでしょうか。(更生、布設替え、修繕、それぞれの延長や管口径について教えて下さい)

A9-31

「吹田市下水道年報」に記載しています。下記 HP にて公表しています。

<https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-gesuido/gesuikeiei/nennpou.html>

Q9-32

吹田市の案件は吹田市の業者で

A9-32

御意見を参考にさせていただきます。

Q9-33

説明会に参加させていただき誠にありがとうございます。責任境界についての詳細は、これから検討していくのだと思いますが、この件についての具体的な内容を知りたいと思っておりました。開示された折には拝見させていただきます。

A9-33

御意見を参考にさせていただきます。

Q9-34

維持管理情報関連業務として下水道台帳システムへ情報を反映させる業務が含まれていますが、システムを構築した会社が関与する必要はないでしょうか。また、履行期間中に別途発注された改築工事の情報も登録するのでしょうか。

A9-34

まず、下水道台帳システムへ情報を反映させることについてですが、これは、下水道台帳システムにデータを入力する業務です。そのため、システムそのものを修正したり、更新したりする必要はありません。したがって、システムを構築した会社が関与する必要はありません。

次に、履行期間中に別途発注された工事情報についてですが、これらの情報も反映する予定です。前述のとおり、具体的な数量については、現時点では未定です。発注までに精査する予定です。

Q9-35

行政の職員が減少傾向にあるなか、行政と民間業者が協力し職務・作業の一元化を図るのは賛成です。しかしながら、昨今、経年劣化による道路陥没や自然災害等が増えている中で行政の指示のもとに民間業者が動くという図式は変わらないと思います。そのためには、地域に土地勘があり迅速に現場で作業を行う地域の地元業者の力が必要不可欠となります。

平常時の業務を淡々とこなせる業者も必要かと思いますが、市民が本当に困っている時に駆け付けられる地元業者の存在も忘れずにいて欲しいです。

J Vを組む際に必ず地元業者を入れる等の配慮があればと考えます。

A9-35

前述していますが、本市としても、市内業者が参入しなければ、本業務内容の要求水準及び十分なレベルの市民サービスを提供することは、限りなく困難であると想定しています。

一方で、SM 計画に基づく点検調査や実施設計等の数量も多いため、高度な技術や創意工夫がなければ、こちらも要求水準を満たすことはできないと考えています。

また、これらの実施設計等に基づく将来の改築工事の数量も、現状より増えることが予想されます。(詳細は、吹田市ストックマネジメント実施方針(要約版)を参照)

管路の老朽化に対し、SM に基づいて改築を進めることは、本市下水道事業として重要事項です。そして、この事業を進めることは吹田市職員のみでは不可能であり、信頼できる事業者が必要不可欠です。

管路の老朽化及び改築業務量の増加、本市における建設業就業人口の減少、市内業者の受注機会の確保、市民への下水道サービスレベルの維持、これらは、いずれも持続可能な下水道事業を目指すうえで、重要課題です。その課題を解決する一手法として、下水道管路施設の包括的民間委託の導入が有効であると考えています。

本説明会においては、市内外の事業者に対し、業務内容を説明したうえで、御意見を頂戴する場を設けさせていただきました。様々な意見がありましたが、いずれの御意見も貴重な意見として拝読しました。いただいた御意見を参考に、持続可能な下水道事業を実現させるため、下水道管路施設の包括的民間委託の検討を進めさせていただきます。

お問い合わせ先

本業務の内容及びアンケート回答についてのお問い合わせは、下記のとおりです。

なお、お問い合わせいただいた内容及び本市からの回答については、必要に応じて本説明会参加各社に送信、共有することがありますことを御了承願います。

【お問合せ先】

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市 下水道部 水循環室 維持担当 担当：白井・岩永

TEL 06-6384-2073（直通）

E-mail gesuikan@city.suita.osaka.jp